

○大網白里市企業等誘致条例施行規則

平成22年9月7日規則第33号

改正

平成24年12月28日規則第55号

平成31年3月29日規則第20号

令和6年3月29日規則第20号

大網白里市企業等誘致条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大網白里市企業等誘致条例（昭和61年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業所等)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める事業所は、市内に事業施設を有しない企業等が設置する事業所とする。

2 条例第2条第1号に規定する規則で定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 物品の製造に係る事業
- (2) 情報通信に係る事業
- (3) 運輸又は物流に係る事業
- (4) 卸売又は小売に係る事業
- (5) 学術又は開発研究に係る事業
- (6) 旅館又はホテルに係る事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項第4号に規定する営業に係るものを除く。）
- (7) 飲食サービスに係る事業（法第2条第4項に規定する接待飲食等営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に係るものを除く。）
- (8) 公衆浴場（一般公衆浴場を除く。）に係る事業
- (9) 教育又は学習支援に係る事業
- (10) 医療（産科及び小児科に限る。）に係る事業
- (11) 機械等の修理に係る事業
- (12) 農業（植物工場（施設内で植物の生育環境を制御して、野菜等の植物の計画的な生産を行うことができる栽培施設（温室等を除く。）をいう。）によるものに限る。）に係る事業
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業
(指定申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により奨励措置を受けようとする企業等は、事業開始予定日の30日前までに奨励措置適用事業所指定申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、事業開始日に指定の基準を満たす企業等において、事業開始予定日の30日前までに当該申請書を提出することのできない正当な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 法人の登記事項証明書及び定款の写し（個人にあつては、住民票の写し）
- (2) 事業計画書
- (3) 投下固定資産の取得に係る契約書の写し

(4) 国税並びに本社が所在する都道府県及び市区町村に納付すべき地方税に未納がないことを証する書面

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる書類について、第13条の規定により市が保有する公簿等を確認することについて企業等が同意した場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(指定通知)

第4条 市長は、条例第4条第2項の規定により奨励措置適用事業所の指定をしたときは、事業開始後、前条第1項の申請をした企業等に対し、奨励措置適用事業所指定通知書（別記第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

(変更事項の届出)

第5条 前条の指定を受けた企業等（以下「指定企業等」という。）は、その指定に係る第3条第1項の規定により提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに奨励措置適用事業所変更届出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業開始の届出)

第6条 指定企業等は、事業開始日から30日以内に事業開始届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 指定企業等は、条例第3条第1項に規定する企業立地奨励金の交付を受けようとするときは、当該年度の奨励措置適用事業所に係る固定資産税を完納した日から起算して30日以内に、企業等立地奨励金交付申請書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 投下固定資産額に係る固定資産税納税通知書

(2) 固定資産の明細書の写し

(3) 常時雇用者に係る雇用保険被保険者証の写し

2 雇用促進奨励金の交付を受けようとするときは、事業開始日から起算して1年を経過した日後30日以内に、雇用促進奨励金交付申請書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新規雇用者との雇用関係を証明する書類

(2) 新規雇用者の住民票の写し（申請日前30日以内に交付されたものに限る。）

(3) 新規雇用者に係る雇用保険被保険者証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類（交付決定通知）

第8条 市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書（別記第7号様式）により、当該交付申請をした指定企業等に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた指定企業等が奨励金の交付を受けようとするときは、当該通知のあった年度の2月末日までに奨励金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止等の届出)

第10条 指定企業等は、奨励措置適用事業所の指定を受けた事業所の事業の全部又は一部を廃止し、又は休止したときは、事業廃止・休止届（別記第9号様式）を、その事実が発生した日から10日以内に市長に提出しなければならない。

（指定の取消し等の通知）

第11条 市長は、条例第6条第1項の規定による指定の取消し、又は奨励措置の停止をするときは、奨励措置適用事業所指定取消・奨励措置停止通知書（別記第10号様式）により、指定企業等に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第12条 市長は、条例第7条第2項の規定による奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還通知書（別記第11号様式）により、指定企業等に通知するものとする。

（公簿等の確認）

第13条 市長は、条例及びこの規則の施行のため必要と認めるときは、市が保有する公簿等を確認することができる。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第55号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第20号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第20号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。